

放しているが、港小学校のように夏休みの終わるまでプール開放をするべきではないか。

**答** 夏休み中の学校におけるプール開放の実施概要については、平成20年に指導要領が改訂され、小学校は23年度、中学校は24年度より完全実施された。港小学校はかつて、体力テスト、運動能力テストで全国平均より劣っている種目が多かったため、体力づくりを力を入れてきたが夏休みのプール開放による水泳指導もその一環です。

**問** 健全な魂は健全な肉体に宿るといふ言葉もある。港小学校以外の学校もプール開放を長くすべきと考えるがどうか。

**答** 各学校では学習支援にも力をいれ夏休みの前半と後半にサマースクールを実施、バランスの取れた指導を行なっていると考えている。

**問** 新システムが修正されたが、この影響は。

**答** これらの法整備におけるポイントには、園運営においても民間保育園は従来と同様に市の歳入となり、認定子ども園については法定代理受領の仕組みにより園が受領することとなる。

今後、国から示される情報を注視していきたい。



鈴木勝彦 議員

### いじめ・不登校対策について

**問** 基本的な考え方は。

**答** いじめをなくすためには、子供に応じた分かりやすい授業を行うことが基本で、児童、生徒の理解に立ち、指導の充実を図りながら楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れる環境づくりが重要であると考えます。

**問** 学校現場の具体的な考えは。

**答** いじめは「どの子にも、どの学校にも起こり得るもの」という基本的認識のもと①弱い者をいじめることは人間として許されない②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある④教師の指導のあり方が問われる問題である⑤家庭、学校、地域社会が役割を果たす等を再認識する。

いじめの解決には関係者がそれぞれの立場から責務を果たして一体となって真剣に取り組むことが必要であると考えています。

**問** 高浜市の不登校の現状は。

**答** 小学校31人、中学校61人、合計92人。前年度と比べるとプラス7と増加しています。

**問** 不登校対策は。

**答** 各学校では定期的に「いじめ・不登校対策委員会」や「情報交換会」を開催しています。また、専門的な助言が必要な時は、生徒指導相談員や関係機関と連携して指導に当たります。

「みんなでまちをきれいにしよう条例」について

**問** 条例制定の意義は。

**答** 地域内分権の推進により「地域のことは地域で解決しよう」との気運が高まり環境美化を地域の課題として市民主導により制定されたものです。現在は環境美化推進員としての登録は企業9社、団体11、福祉関係団体2、行政関係2、で1906名の登録を頂いています。

**問** 犬・猫の糞対策は。

**答** 広報や狂犬病接種時、犬の登録時にマナー向上をお願いしています。本年度、試行的に飼い主の方に「通学路の犬の糞で児童が困っています」とお願いの文章を送付させていただいたところ、一定の成果があったと思います。

### 高齢者福祉について



鷲見宗重 議員

**問** 上乗せサービス分を福祉施策にして一般会計に組み込むこと、又は保険給付準備基金の取り崩しで保険料の引き上げを抑えることはできないか。

**答** 上乗せサービスは一般施策ではなじまないことと介護サービス分を福祉施策と分けることができないことから、一般施策ではできない。自治体に委ねられていることですので、介護保険給付準備基金の適切な額を残す。

**問** 低所得者に高浜市独自で保険料と利用料の減免の拡大を。

**答** いろんな減免が国で用意されているので、考えていません。

**問** 低所得者に負担を少なくし、高額所得には応分の負担に設定するべき。

**答** 市税、国民健康保険料などいろんな負担が高額になっており、1・85でも高額の適用になりますので、考えていません。